

○財務省告示第三十二号  
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省  
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成  
二十六年一月十五日に発行した政府短期証券の発  
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十六年二月六日  
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第四百二十三回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第七条第一項、財政融  
の法律及びそ 資資金法（昭和二十六年法律第  
百号）第九条第一項並びに特別  
会計に関する法律（平成十九年  
法律第二十三号）第八十三条第  
一項、第九十四条第二項、同条  
第四項、第九十五条第一項、第  
百三十六条第一項及び第三百十  
七条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）及び価格  
競争入札と同時に発行される入札  
であつて、財務大臣が各国債市  
場特別参加者ごとに応募限度額  
を定めるものによる発行（以下



|    |       |                   |
|----|-------|-------------------|
| 九  | 振替単位  | 振替法の規定による振替口座簿    |
| 十  | 発行日   | の記載又は記録は、最低額面金    |
| 十一 | 発行価格  | 額の整数倍の金額によるものと    |
| 十二 | 発行期限  | す。平成二十六年一月十五日     |
| 十三 | 償還金額  | たただし、償還期が銀行休業日に   |
| 十四 | 元金支払額 | 償還金を支払う。その翌営業日に   |
| 十五 | 入札参加  | 日本銀行額百円につき百円      |
| 十六 | 払込期日  | 財務大臣から通知を受けた者     |
|    |       | 平成二十六年一月十五日       |
|    |       | 十七銭二厘につき九十九円九     |
|    |       | 十八銭一厘以上のそれぞれ九十九円九 |
|    |       | 十九銭二厘以上のそれぞれ九十九円九 |
|    |       | 二十銭以上のそれぞれ九十九円九   |